

久喜市選挙管理委員会告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定により、次の者を久喜市選挙管理委員会委員長職務代理者に指定する。

令和8年6月10日

久喜市選挙管理委員会委員長 橋本 勉

久喜市選挙管理委員会委員 飯田 一夫